

2020年4月8日

お客さま各位

株式会社エキスパート  
株式会社エキスパート・ライフ  
代表取締役 藤田修

【お知らせ】福岡県における緊急事態宣言発令に伴う業務運営について  
平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

4月7日に、新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急事態宣言が7都道府県で発令されたことを受け、緊急事態宣言が発令された福岡県における当社の業務運営につきまして、下記の対応をさせていただきますので、ご案内いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【当社のお客さま対応について】

- ① 当社営業店につきましては、事故受付、満期更新手続き、変更・解約手続き、満期返戻金のお支払い手続きなどの業務を、引き続き継続して行います。
- ② 「緊急事態宣言」発令解除までは、お客さまおよびご家族さまの生命と健康を最優先とするため、お客さまと対面での面談を控え、原則電話やメール・郵便等での対応とさせていただきます。尚、お客さまが対面をご希望される場合は、個別に対応させていただきます。

【緊急事態宣言について】

以下福岡県のHPに詳細の記載がありますので、ご確認ください。

福岡県HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

【保険会社における特別措置の適用について】

今回の事態につきまして損害保険会社、生命保険会社ではお客さまに不利益がないようご契約の手続き・保険料の支払いを猶予する特別措置を実施しています。

万一満期日までにお手続きができなかった場合、更新手続き猶予期間内にお手続きいただくまで満期契約と同じ内容で補償されることとなりますので、ご安心下さい。

詳細につきましては、

損害保険協会HP(<https://www.sonpo.or.jp/>)、生保協会HP (<https://www.seiho.or.jp/>)  
をご確認ください。

【当社へのお問い合わせ】

株式会社エキスパート

株式会社エキスパート・ライフ

本社 〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町3-8 福岡パールビル5F

電話番号：092-271-5952 FAX：092-272-1332

E-mail：info@expert-f.co.jp